

キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施について

物価上昇による区民生活の影響を緩和するとともに、区内商店街等での消費喚起につなげるため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、下記のとおり「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を実施する。

記

1 事業概要

実施主体

練馬区（PayPay株式会社に業務を委託）

ポイント還元率

10%

実施期間

令和7年7月1日～8月10日（41日間）

ポイント還元の仕組み

- ・ 区内対象店舗でキャッシュレス決済サービスを利用して買い物をした場合、決済額の10%分のポイントを利用者へ還元（ポイント＝1円相当として利用可能）
- ・ 利用者1人あたりの1回の付与上限は3,000ポイント、期間中の上限は5,000ポイント

対象店舗

区内中小企業の店舗（大手チェーン店等を除く）

2 予算

680,000千円

3 周知

ねりま区報、区ホームページ等

4 今後の予定

6月21日 ねりま区報掲載（キャンペーンの詳細等）

6月下旬～7月上旬 PayPayの使い方説明会の開催（8回）

7月1日～8月10日 事業実施